

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年3月26日（平成30年（行個）諮問第55号）

答申日：平成30年10月29日（平成30年度（行個）答申第124号）

事件名：本人に対する障害補償給付の給付決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「H24特定月日受傷 私に関する障害補償請求書及び診断書，その他調査に関する一切の書類。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，栃木労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成29年10月19日付け栃労発総1019第4号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

部分開示となった審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等に係る記述，医師の意見に関する記述について開示を求めます。

（2）意見書

障害補償給付の給付決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件につきまして，不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で，別表中「不開示を維持する部分」が妥当であるならば，理由（2）ア（イ），ウの見解では被聴取者等の利益を保護することだけを認めており，公平な情報開示にはならないと思われます。

ウの見解では特に，請求人側，事業場側いずれか一方に不利になる事態が発生することは，書類の改ざん記述があると疑われる内容であり，開示されている書類に関しても，事実と異なる記述が数ヶ所があるため，公正で的確な認定は実施されていないと考えられます。

事実と異なる記述に関して、別紙用意させていただきたいため、私にも準備期間の延長を求めます。

開示書類の中で事実と異っている点（原文ママ）について

障害補償給付について

2 他覚的所見又は検査結果について

(2) 機能的障害 有・無（診断書参照）

別添測定表のとおり

となっているが、最終認定で機能的障害について文もなく、なぜ装具が必要であるかという部分からRSDという診断の困難な病名疑いにのみ

3 調査官意見

自動運動では底屈側30°の位置で固定

となっているが、測定表では自動運動30°となっており自動運動での可動域制限に疑問を呈してある。

自動運動で底屈なのではなく、装具にて良肢位の保持を行っており、装具をはずした際に尖側に向う自然な萎縮を自動運動ととらえているからである。装具は早期より尖足になり歩行困難になるのを防止する目的でもあり、萎縮する様子は毎回RHのPTさんも確認されています。

平成27年特定月日の復命書では疑義が生じたとなっているのに、主治医意見の部分が開示されていないため、私の主訴に不利となっている状態です。主治医の見解が正しいのであれば、公表する内容だと思われませんが、なぜ開示できないのでしょうか。私の主訴が診断にはメンタル的なものと言われるならばきちんと開示して良い部分だと思われれます。

RSDを疑ったにも関わらず、一番症状の著明な冷感、暗紫色を呈すなどの情報が書類の中には一文も残されておらず、三要件を満たさない場合の診断材料が消されているのは、RSDと診断できる状態であったからではないでしょうか。

RH時にも毎回ホットパックを行い、それでも歩行練習をしている途中で、けいれんを起こして装具の中で足が萎縮する状況は、当時PTの先生も私も原因がわからずRHを中断することが度々ありました。

RHも受傷後、約1ヶ月以上後から行われており装具もなく足が動かない状況で生活すれば必然的に受傷部以外の機能も落ちていくのではないのでしょうか。

メンタルという言葉で、全てを消さないでいただきたいです。

事実は一つだけです。

装具の修理を相談している間に前の装具を利用して皮フの発赤い（原文ママ）ただれが起こり、市役所の方が早く装具が作り直せるように助けてくださって、現在はただれも治りました。

右下肢は現在も冷たく紫色になる状態で写真も同封します（添付資料は省略）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年8月23日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「H24特定月日受傷 私に関する障害補償請求書及び診断書、その他調査に関する一切の書類。」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がその取消しを求めて、平成29年12月21日付け（同月27日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「H24特定月日受傷 私に関する障害補償請求書及び診断書、その他調査に関する一切の書類。」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、3の①の不開示部分は、審査請求人以外の自署、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の②、5、7及び8の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号1の②の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有

する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の②、5、7及び8の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成30年3月26日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年4月13日 | 審議 |
| ④ | 同月27日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年9月27日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年10月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報とは、「H24 特定月日受傷 私に関する障害補償請求書及び診断書、その他調査に関する一切の書類。」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、特定個人から聴取した内容等に係る記述及び医師の意見に関する記述について不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる部分について

ア 通番1のうち2頁14行目、30行目1文字目ないし28文字目及び35行目1文字目ないし35文字目、3頁11行目21文字目ないし31文字目、15行目35文字目ないし16行目18文字目、41文字目ないし17行目25文字目及び18行目26文字目ないし40文字目、6頁10行目及び28行目ないし29行目11文字目並びに7頁5行目ないし6行目8文字目及び17文字目ないし22文字目並びに通番2ないし通番4について

当該部分は、特定労働基準監督署の求めに応じて提出された医師の意見内容であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容と認められ、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番1のうち2頁27行目、3頁12行目13文字目ないし20文字目及び22行目33文字目ないし23行目2文字目並びに6頁24行目について

当該部分は、特定労働基準監督署の求めに応じて提出された医師の意見内容であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるも

のに該当するが、審査請求人の関節運動範囲を測定する際の測定方法については、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

当該部分は、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された医師の意見が記載されており、これを開示すると、医師が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、医師自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条7号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対 象 文 書 名	3 通 番	4 諮 問 庁 が 「 不 開 示 を 維 持 す る 部 分 」 と し て い る 部 分	5 不 開 示 情 報 (法 1 4 条 該 当 号)			6 開 示 す べ き 部 分
				2 号	3 号 イ	7 号 柱 書 き	
1	年 金 ・ 一 時 金 支 給 決 定 決 議 書 等		① 6 頁 署 名 及 び 印 影	○			
			② 5 頁 印 影		○		
2	障 害 補 償 給 付 調 査 復 命 書 ①		—				
3	障 害 補 償 給 付 調 査 復 命 書 ②	1	① 4 頁 医 師 署 名 及 び 印 影 , 1 0 頁 署 名 及 び 印 影	○			
			② 2 頁 不 開 示 部 分 , 3 頁 2 行 目 ない し 3 行 目 , 9 行 目 3 5 文 字 目 ない し 4 4 文 字 目 , 1 0 行 目 6 文 字 目 ない し 2 4 文 字 目 , 1 1 行 目 2 1 文 字 目 ない し 3 1 文 字 目 , 1 2 行 目 1 3 文 字 目 ない し 2 0 文 字 目 , 1 5 行 目 3 5 文 字 目 ない し 1 6 行 目 3 2 文 字 目 , 4 1 文 字 目 ない し 1 7 行 目 最 終 文 字 , 1 8 行 目 2 6 文 字 目 ない し 4 0 文 字 目 , 1 9 行 目	○		○	2 頁 1 4 行 目 , 2 7 行 目 , 3 0 行 目 1 文 字 目 ない し 2 8 文 字 目 , 3 5 行 目 1 文 字 目 ない し 3 5 文 字 目 , 3 頁 1 1 行 目 2 1 文 字 目 ない し 3 1 文 字 目 , 1 2 行 目 1 3 文 字 目 ない し 2 0 文 字 目 , 1 5 行 目 3 5 文 字 目 ない し 1 6 行 目 1 8 文 字 目 , 4 1 文 字 目 ない し 1 7 行 目 2 5 文 字 目 , 1 8 行 目 2 6 文 字 目 ない し 4 0 文 字 目 , 2 2 行 目 3 3 文 字 目 ない

			5文字目ないし39文字目, 22行目33文字目ないし23行目30文字目, 6頁不開示部分, 7頁不開示部分				いし23行目2文字目, 6頁10行目, 24行目, 28行目ないし29行目11文字目, 7頁5行目ないし6行目8文字目, 17文字目ないし22文字目
4	障害補償 給付調査 復命書③		—				
5	復命書①	2	2頁17行目ないし21行目, 20行目手書き部分	○		○	2頁17行目1文字目ないし29文字目, 19行目1文字目ないし30文字目
6	復命書②		—				
7	障害補償 給付調査 復命書④	3	2頁7行目21文字目ないし11行目7文字目, 3頁5行目9文字目ないし39文字目	○		○	2頁7行目21文字目ないし8行目5文字目, 29文字目ないし9行目13文字目
8	復命書③	4	1頁「報告事項」欄8行目29文字目ないし10行目11文字目, 3頁20行目40文字目ないし22行目7文字目, 6頁19行目ないし23行目	○		○	1頁「報告事項」欄8行目29文字目ないし9行目27文字目, 3頁20行目40文字目ないし21行目26文字目, 6頁19行目1文字目ないし29文字目, 21行目1文字目ないし30文字目

注) 理由説明書・別表の文書番号7の下線部に誤植があり, 当審査会事務局で訂正した。